

# 令和8年度山形県早期からの親子サポート事業（最上地域事業）業務委託基本仕様書

## 1 目的

早期からの適切な支援に結びついていない発達障がい児の場合は、社会適応の困難さから、不登校やうつ病等の二次障がいを引き起こす可能性があるといわれている。また、発達障がい児を持つ親は、その育てにくさなどから育児に悩み、不適切な養育につながるおそれがある。

このため、発達障がい児を持つ親及び地域の支援者に対し、就学前段階の早期から適切にサポートを行い、家庭での養育力の向上と社会適応力の向上を図る。

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 対象エリア

最上地域

## 4 実施方法

- (1) 受注者は、発達障がいに対する十分な理解を有し、相談支援等の経験を有する者を、早期からの親子サポート（以下「サポート」という。）に指名し、業務に従事させるものとする。
- (2) 受注者は、児童福祉法に定める障害児通所支援事業及び相談支援事業、障害者総合支援法に定める障害福祉サービス事業及び相談支援事業など、他の事業と区別して本事業を遂行するものとする。

## 5 事業の内容

### (1) 発達障がい児に対する地域療育力の向上

発達障がい児に対する地域療育力の底上げを図るため、主となる養育者である保護者や地域の支援機関である保育所、幼稚園、放課後児童クラブからの相談に応じ、支援をサポートする。

#### ア 電話相談窓口の設置

受注者は、保護者や保育所、幼稚園、放課後児童クラブからの相談に応じるために、事業所内に専門の電話相談窓口を開設する。

- (ア) 相談窓口は週4日以上（祝祭日は休）の開設とし、時間は午前9時～午後5時の間の4時間以上とする。
- (イ) 電話相談の内容及び指導経過については、電話相談記録票【仕様書様式第1号】に記録し保存すること。

#### イ サポートによる支援機関への訪問支援

受注者は、保育所、幼稚園、放課後児童クラブに出向き、支援者に対して気になる児（発達障がいの診断の有無は問わない）への関わり方等のアドバイスを行う。

- (ア) 訪問を希望する保育所等に対し、訪問日時を調整するとともに、事前に対象児

の状況等を聞き取り、関わり方等の対処の仕方及び保護者への支援方法を事前に検討する。

(イ) 訪問支援した内容及び指導経過については、訪問支援活動記録票【仕様書様式第2号】に記録し保存すること。

ウ 関係機関による事例検討会（ケース会議）や連絡会議、研修会の開催

(ア) 受注者は、関係機関の連携強化と発達障がい児の早期支援を推進するため、次のa～cの項目から2つ以上を実施すること。（項目の重複は妨げない（aとaでも可））

- a 複数の関係機関を集めた事例検討会の開催（5回以上）
- b 連絡会議の開催（1回以上）
- c 研修会の開催（1回以上）

(イ) 事例検討会、連絡会議、研修会の開催状況については、【仕様書様式第3号】に記録し保存しておくこと。

（2）やまがたサポートファイルの普及定着

発達障がい者に対する切れ目のない支援や自立の促進を図るため、情報共有ツールとなるやまがたサポートファイル（以下「ファイル」という。）に係る保護者や支援者向けの書き方講座を開催する

ア 圏域のペアレントメンター（以下「メンター」という。）や親の会等と連携を図りながら、保護者や支援者向けのファイル書き方講座を4回以上開催すること。

（※ペアレントメンター：傾聴を通して発達障がい児を持つ親を支援する先輩の親）

イ 書き方講座の開催にあたっては、ファイルの記載内容の説明はもとより、ファイルの活用の目的及び具体的な活用方法を十分に周知すること。

（3）メンターによる家族支援の充実

発達障がいのある子どもを育てている親の社会的及び心理的な孤立を予防するため、平成27年6月12日に制定した山形県ペアレントメンター事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、メンター事業の一部を実施する。

ア 地域推進センターの設置

受注者は、実施要綱に基づき、事業所内に地域推進センターを設置する。

(ア) 事業所内に設置したセンターの名称を「山形県ペアレントメンター事業最上地域推進センター」とし、メンター事業の周知を図るため圏域内の親の会や関係機関等に対してチラシや意見交換会、研修会等により周知を図る。

(イ) 親の会会員等からのメンター候補者の推薦及び県で開催するメンター活動のスキルアップのための研修等に随行する。

(ウ) サポーターを当該センターの窓口担当とし、メンターの派遣申請受付やマッチング及び活動場所等の調整を行う。

(エ) 県が所管するメンター事業推進委員会にサポーターを出席させ、事業概要を習得させるとともに課題や対応方法等を共有する。

(オ) メンターを派遣する場合は、メンター本人の都合や意見等を十分に考慮すると

ともに、人権や処遇に配慮すること。

イ サポーターの研修会への参加

受注者は、サポーターを県発達障がい者支援センターが主催する研修会に参加させ、メンター事業活動について理解を深めるとともに、メンターとの相互交流及び連携を図る。

ウ メンターによる家族支援の実施

受注者は、サポーターを窓口として以下のメンター事業を4回以上実施する。

- (ア) ファイル書き方講座における支援
- (イ) 茶話会等における寄り添い支援

(4) 地域支援ネットワーク体制への協力

圏域の主要な支援機関として、県及び各総合支庁、市町村等が開催する発達支援に関する会議に参加し、地域の課題を把握するとともに、当事業についての周知を図る。

## 6 事業の進め方

(1) 従事者の通知

受注者は、サポーターとして従事する者の履歴書を、事前に県に提出する。

(2) 事業の周知

受注者は、相談窓口や訪問支援事業について、圏域内の保育所、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等に対し文書等で周知すること。

(3) 活動経費の支出

ア サポーターが活動する旅費等

サポーターが活動するために自家用車を使用した場合は、1km29円の計算で支払うこと。サポーターがタクシー及びバス、JR等を使用した場合は、実費精算とすること。

イ 専門家（小児科医や精神科医等）が事業に参画した場合の報償費及び旅費

事例検討会等に参画した専門家に対しては、1回あたり報償費（単価30,000円以内）と旅費（自家用車使用計算で1km29円）を支払うこと。タクシー及びバス、JR等を使用した場合は、実費精算とすること。

専門家に対し報償費及び旅費を支払った場合は、必ず領収書を整備しておくこと。

ウ メンターに対する報償費及び旅費

メンターとして活動を行った者に対して、1回あたり報償費（単価2,400円）と旅費（自家用車使用計算で1km29円）を支払うこと。

メンターがタクシー及びバス、JR等を使用した場合は、実費精算とする。

メンターに対し報償費及び旅費を支払った場合は、必ず領収書を整備しておくこと。

(4) 実績報告書の提出

受注者は、委託業務が完了した場合は、完了後 20 日以内に実績報告書【仕様書様式第4号】及び事業関連書類を県に提出すること。

(5) その他

- ア 受注者は、指名したサポートーに対し、事業実施に必要な技術を習得させ、委託業務の遂行に万全を期すこと。
- イ 受注者は、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守し、従事者の適正な労働環境を確保しなければならない。
- ウ 本仕様書に記載のない事項、既に決定している事項の変更についてはその都度委託者と協議の上、決定するものとする。
- エ 本仕様書は発注者と受注者との協議により、追加・変更ができるものとする。

## 電話相談記録票

No.	相談年月日・時間	相談者所属／ 氏名(関係)	相談内容	指導内容	対応者
	令和 年 月 日 ( ) 時 分				
	令和 年 月 日 ( ) 時 分				
	令和 年 月 日 ( ) 時 分				
	令和 年 月 日 ( ) 時 分				
	令和 年 月 日 ( ) 時 分				
	令和 年 月 日 ( ) 時 分				

## 訪問支援活動記録票

No.	訪問年月日・時間	訪問先／ 対応職員	相談内容	指導内容	訪問 者
	令和 年 月 日 ( ) 時 分				
	令和 年 月 日 ( ) 時 分				
	令和 年 月 日 ( ) 時 分				
	令和 年 月 日 ( ) 時 分				
	令和 年 月 日 ( ) 時 分				
	令和 年 月 日 ( ) 時 分				

## 事例検討会、連絡会議及び研修会 開催記録票

## 【事例検討会、連絡会議】

No.	開催日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分まで
	開 催 場 所	
	参 集 者	
	検 討 内 容	
	今後の方針	

## 【研修会】

No.	開催日時	令和 年 月 日 ( ) 時 分～ 時 分まで
	開 催 場 所	
	対象者と 参加人数	
	内 容	

【仕様書様式第4号】

令和 年 月 日

山形県知事 氏 名 殿

受注者 印

令和8年度山形県早期からの親子サポート事業実績報告書について

このことについて、委託契約書第16条第1項の規定に基づき、業務委託の完了について報告します。

## 山形県早期からの親子サポート事業実績報告書

### 事業実績内容

#### (1) 発達障がい児に対する地域療育力の向上（【仕様書様式第3号】も添付すること）

区分	内 容
電話相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電話相談対象者数及び相談延件数           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者</li> <li>・支援機関</li> </ul> </li> <li>○電話相談の内容</li> </ul>
訪問支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○実施市町村名</li> <li>○実施支援機関数及び訪問回数           <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所</li> <li>・幼稚園</li> <li>・放課後児童クラブ</li> </ul> </li> <li>○訪問支援内容</li> </ul>
事例検討会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数 計 回</li> <li>・開催日</li> </ul>
連絡会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数 計 回</li> <li>・開催日</li> </ul>
研修会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催回数 計 回</li> <li>・開催日</li> </ul>

#### (2) やまがたサポートファイルの普及定着

区分	内 容				
保護者向け書き方講座の開催		開催日	開催場所	対象	参加人数
	1回目				
	2回目				
	3回目				
	4回目				

### (3) ペアレントメンターによる家族支援の充実

区分	内容		
地域推進センターの設置	○設置日  ○親の会・関係機関等への具体的な周知方法		
ペアレントメンターの活動内容	サポートファイル書き方講座における支援	開催日／開催場所	従事したメンター
	茶話会等での寄り添い支援	開催日／開催場所	従事したメンター
	その他の活動	開催日／開催場所	従事したメンター
			活動内容

※ペアレントメンターの活動内容については、「山形県ペアレントメンター事業実施要綱」の別記様式6「ペアレントメンター活動報告書」を添付すること。

### (4) 地域支援ネットワーク体制への協力

区分	内容		
会議等への参加	参加回数 計 回		
	参加日		
	主催した機関		
	内 容		